

直接金融による資金調達を応援します！

中小企業 特定社債保証制度 のご案内

特定社債
(私募債)を
発行すると

- 長期の安定した資金調達が図れます
- 保証金額2億円まで無担保、代表者の個人保証も不要です
- 企業としてのステータス向上効果が期待できます
- 店頭公開、上場に向けての第一歩としての意義があります

制度概要

対象企業	適債基準(1)～(3)のいずれかに該当する中小企業者(会社に限り) ※適債基準については裏面をご覧ください
発行額	1回の最低発行額 3,000万円 発行最高限度額 5億6,000万円
保証割合	80%
保証限度額	4億5,000万円 ただし、経営安定関連保証を除く普通保険にかかる保証、無担保保険にかかる保証と合計で5億円、このほかに特定支払契約保険にかかる保証がある場合は合計で10億円
発行形式	振替債
保証期間	2年以上7年以内
返済方法	満期一括償還、または6ヵ月毎の定時償還
支払金利	発行体所定利率
信用保証料率	年0.45%～年1.90% ・担保の提供がある場合は0.1%を割引いた保証料率を適用 ・「中小企業の会計に関する指針」に準拠して財務諸表を作成していることが確認できる場合、または会計参与の設置を確認できる場合は0.1%割引きます
保証形式	原則として、信用保証協会および金融機関の共同保証形式
担保	原則として、保証金額2億円を超える場合は有担保
保証人	共同保証人以外不要

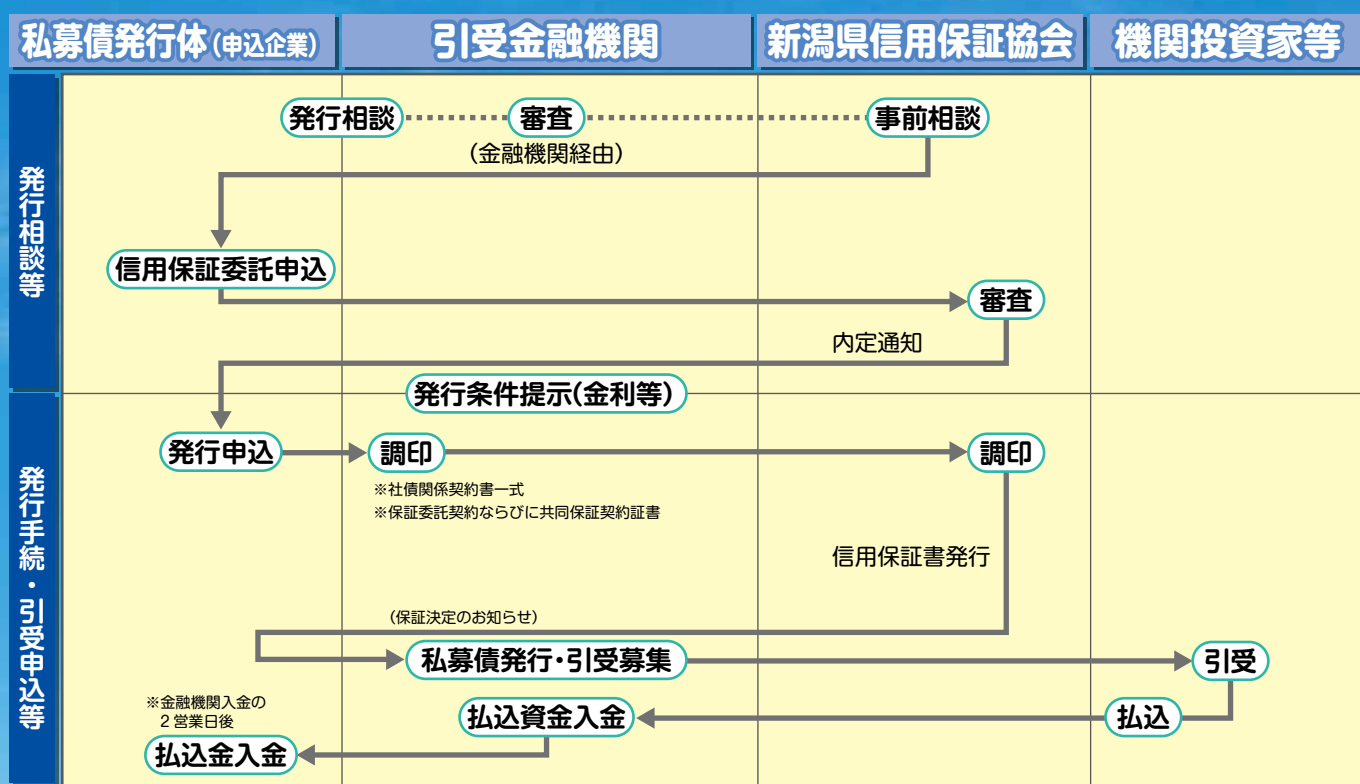


新潟県信用保証協会

適債基準

充足要件	項目	基準 (1)	基準 (2)	基準 (3)	
絶対要件	純資産額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	
統一要件	①②のいずれか および ③④のいずれか	①自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
		②純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
		③使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
		④インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

発行スケジュール



詳しくは、お近くの信用保証協会までお気軽にお問い合わせください。

- ◇本店営業部 保証第一課 025-267-1313
- 保証第二課 025-267-1315
- ◇長岡支店 保証第一課 0258-35-5714
- 保証第二課 0258-35-5714
- ◇県央支店 保証課 0256-33-6661

- ◇上越支店 025-523-7225
- ◇佐渡支店 0259-57-2011